

障害者総合支援法 障害福祉サービス

# 重要事項説明書

(短期入所事業版)

社会福祉法人 山紫会

障害者支援施設 くぬぎ園

指定短期入所事業所

## 「指定短期入所事業所くぬぎ園」重要事項説明書

※当施設では、利用者に対して「短期入所サービス」を提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付費(短期入所)等の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下障害者総合支援法）における自立支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

### ◇◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用事業所	2
3. サービスに係る設備等の概要	2
施設・設備の利用上の注意点	3
4. 従業員の配置状況	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
介護給付費の対象外のサービス	7
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について	7
7. 秘密の保持と個人情報の保護について	7
8. 事故対応について	8
9. 虐待防止について	8
10. 苦情の受付について	8
11. 非常災害時の対策について	9
12. 福祉サービス第三者評価の実施状況について	9

社会福祉法人 山紫会  
指定障害者支援施設 くぬぎ園  
当事業所は熊本県の指定を受けています。  
熊本県指定 第4312900196号

## 1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 山紫会
法人所在地	熊本県合志市御代志722-1
電話番号	096-242-5666
代表者氏名	理事長 水上 次雄
設立年月	昭和44年9月30日

## 2. 利用事業所

施設の種類	指定短期入所事業 熊本県第4312900196号
施設の目的	利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、施設が利用者に対し、短期的な施設利用を提供して日常生活上の援助、日中活動支援等を行う
施設の名称	障害者支援施設 くぬぎ園
施設の所在地	熊本県合志市御代志722-7
電話番号	096-242-5666
施設長(管理者)	野崎 雄二
施設の運営方針	・利用者の自立と社会経済活動への参加のための必要なサービスの提供 ・明るく楽しい活力のある施設作り、地域福祉の拠点作り
開設年月	平成6年7月1日
入所定員	6名

## 3. 居室の概要

### (1)居室の概要

居室・設備の種類	室数	備 考
2人部屋	3室	ベッド、ナースコール、床頭台、冷暖房、収納家具、枕元電気
合 計	3室	

利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

## (2)居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	室数	備考
訓練・作業室	1室	訓練台、平行棒、肋木、各種訓練器具
食堂	1室	食事テーブル(食事以外は多目的使用)
医務室	1室	各種薬剤、消毒器、吸引器、治療器具
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽・一般浴・リフター
洗面所・便所	2箇所	各男女別身障対応洋式トイレ・一部リフター
相談室	1室	相談用テーブル

## (3)居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

## (4)施設・設備ご利用上の注意事項

当施設のご利用に当たっては、入所されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守りください。

### ① 持込の制限

入所されるに当たり、以下のものは原則として持ち込むことが出来ません。

ペット類、大型テレビ、冷蔵庫、固定電話、決まった量以外の衣類や物品。

### ② 面会

面会時間は午前9時～午後17時までとし、生鮮食品の持込はご遠慮ください。

来訪者は、面会簿に氏名を記載し職員に届けてください。

### ③ 喫煙

指定された場所・時間以外は出来ません。

### ④ その他

他の利用者や家族・職員に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動及び迷惑行為(暴言・暴力)を行うことは出来ません。

#### \* 施設・設備の使用上の注意

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

(ア)起床や消灯時間、テレビ観賞や音楽鑑賞等の音量や時間、冷暖房の温度や時間設定等の団体生活としての規律を守ってください。

(イ)設備や器具等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切な取り扱いをしてください。

(ウ)故意に施設や設備を壊した場合には、現状回復していただくか、相当の対価をお支払いいただく場合があります。

(エ)安全衛生等や避難通路確保など管理上の必要がある場合は、居室に立ち入り、必要な改善措置を取ることが出来るものとします。その場合プライバシー等の保護については十分な配慮をします。

#### 4. 従業員の配置状況

職 種	指定基準	常 勤	非常勤	常勤換算
1. 施設長(管理者)	1名	1名		0.5名
2. サービス管理責任者	1名	1名		1名
3. 看護職員(看護師・准看護師)	1名	2名以上		2名以上
4. 理学療法士	1名	1名		0.5名
5. 栄養士	1名	1名		1名
6. 生活支援員	1名	18名以上		18名以上
7. 事務員	なし	1名以上		0.5名以上
8. 調理員	なし	業務委託		なし
9. 嘱託医	あり		1名	0.1名
合 計		21名以上	1名以上	21名以上

#### 《その他、専門的な支援等に係る従業員の配置状況》

職 種	
1. 栄養士	当事業所では、利用者の日常生活状況や嗜好等を伺い、栄養士による栄養管理等を実施し安心・安全な食事提供に努めています。

当施設では、ご利用者に対して指定短期入所サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 〈主な職員の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1. 生活支援員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番: 7:00~16:00 2名 日中: 8:00~17:00 8名 遅番: 9:00~18:30 2名 夜間: 16:45~ 8:45 2名
2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中1: 8:00~17:00 1名(月~金) 日中2: 8:30~17:30 1名(月~金)
3. 栄養士	日中 8:30~17:30 1名(月~金)

☆ 土・日は上記と異なります。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金(契約書第3条、第7・8条)

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービス
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス(障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス)

があります。

### (1) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービス

以下のサービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等が支給されます。

事業者が障害者総合支援法に基づく介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は、利用者本人および扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。(短期入所利用者負担額)

### <障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービスの概要>

#### ① 日常生活の支援

##### (ア) 入浴

入浴・清拭は、毎週2又は3回行います。利用者の身体の状況と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。(夏場は必要に応じて行います。)

##### (イ) 排泄

利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を行います。

##### (ウ) 着脱衣

##### (エ) 整容

#### ② 医療および健康管理

(ア) 医療: 原則、利用時に熱発・下痢・嘔吐・風邪症状等が生じた場合は利用中止とし、家族でかかりつけ医師のおられる医療機関に対応して頂きます。

突発・緊急時には救急医療機関へ搬送する場合があります。

(イ) 健康管理: 看護職員の指示のもと健康管理を行います。

(ウ) 服薬の支援: 薬剤の管理は原則として看護職員で対応します。夜間など看護職員が不在の場合は生活支援員で対応します

#### ③ 社会的活動の支援

##### (ア) 日常生活支援

地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援

##### (イ) 余暇活動

#### ④ 相談援助

## <サービス利用料金(1日あたり例)>

下記の料金表の通り、ご契約者の障害支援区分に応じたサービス利用料金から、短期入所給付費(介護給付費)の給付額(全体額の9割)を除いた金額(利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額をお支払いただきます。

1. 利用者の障害支援区分と利用料(福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の15.9%を加算)	区分1・2 6,490円 (7,520円)	区分3 7,230円 (8,370円)	区分4 7,880円 (9,130円)	区分5 9,240円 (10,700円)	区分6 10,630円 (12,320円)
内訳	5,090円	5,830円	6,480円	7,840円	9,230円
① 障害支援区分に応じた利用料					
② 専門的な支援に係る利用料(栄養士配置加算等)	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円
2. うち、介護給付費等から給付される金額	6,768円	7,533円	8,217円	9,630円	11,088円
3. サービス利用に係る自己負担額〔定率負担〕(1-2)	752円	837円	913円	1,070円	1,232円
4. 食事に係る自己負担額	朝食: 329円/昼食: 572円/夕食: 529円(1日1,430円)				
5. 光熱水費に係る自己負担額	1日328円				
自己負担額の合計=3+4+5	2,510円	2,595円	2,671円	2,828円	2,990円

※ ただし、ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額及び食費、光熱水費といたします。

※ 専門的な支援に係わる加算分等

食事提供体制加算(480円/日)、常勤看護職員等配置加算(100円/日)

短期利用加算(300円/日)、栄養士配置加算(220円/日)

重度障害児障害者対応支援加算(300円/日)、送迎加算(1860円/回)(片道につき)

緊急短期入所受入加算(1800円/日)

※ ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみの負担とし、

1食あたり 朝食186円、昼食324円、夕食300円とする。

## <利用者負担の減免について>

・利用者負担に関する月額上限

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、それ以上の負担はありません。

区 分	世帯の収入状況	1月の負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 * 収入が概ね600万円以下の世帯	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

## (2) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス

下記①②のサービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

### ① 食事の提供(前記、サービス利用料金表参照)

利用者の身体の状況・希望や嗜好を考慮した食事の提供をおこないます。

### ② 障害者総合支援法に基づく介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用預かり金管理:別途預かり金管理契約を締結して頂き、これに従い管理を行います。

その他 ・居住費(光熱水費):日額328円  
・買い物等 :実費

## (3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、短期入所終了後にご請求しますので、翌月20日までにお支払い下さい。(利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

## 6. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第11条参照)

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの費用は、利用者負担となります。)

\* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス提供の具体的な内容
  - (2) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
  - (3) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
  - (4) 利用者からの苦情の内容
  - (5) 事故の状況及び事故に際しての対応
- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
  - ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後17:00です。

## 7. 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) ご契約者及びそのご家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者を使用する者は、サービス提供する上で知り得たご契約者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。



## (2) 個人情報の保護について

事業者は、ご契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご契約者の個人情報を用いません。また、ご契約者のご家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご契約者のご家族の個人情報を用いません。

## 8. 事故対応について

- ・事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- ・事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

## 9. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・責任者並びに委員会を設置し、虐待の防止のための体制づくりに努めます。
- ・研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 10. 苦情の受付について(契約書第12条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) [サービス管理責任者] 荒木 麻理子  
[生活部次長] 江上 雄一郎

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

○苦情解決責任者 氏名 野崎 雄二 [施設長] 096-242-5666

○第三者委員 氏名 村上 誠子 [連絡先] 090-3987-0209  
甲斐さよ子 [連絡先] 090-5029-8249

また、苦情受付ボックスを相談室前掲示板に設置しています。

## (2)行政機関その他苦情受付機関

合志市役所 福祉課	所在地 電話番号 受付日・時間	合志市竹迫2140 096-248-1144 月～金(9:00～17:00)
熊本県運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付日・時間	熊本市中央区 南千反畑町3-7 096-324-5471 月～金(9:00～17:00)

## 11. 非常災害時の対策について

### ①非常時の対応

別途定める消防計画により対応いたします。

### ②平時の訓練

・別途定める消防計画に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。

### ③防災設備

・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
・ガス漏れ報知機	有	・非常通報装置	有
・非常用電源	有	・スプリンクラー	有

・カーテン等は防災性能のある素材を使用しています。

・震災に備えての備蓄(食料・飲料水3日分)

(その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)

### ④消防計画

・消防署への届け日 : 令和 7年 4月 1日

・防火管理者 : 岩木 克磨

### ⑤保険加入

サービス提供時の事故又は災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

・加入保険会社名 : あいおいニッセイ同和損保

・加入保険内容 : 社会福祉施設総合保険

## 12. 福祉サービス第三者評価の実施状況について

1. 福祉サービス第三者評価の実施 : 有り

2. 実施日 : 平成21年2月23日

3. 評価機関 : 熊本県社会福祉協議会 福祉サービス評価センター

4. 結果の開示状況 : ホームページ等において開示

令和 年 月 日

指定短期入所事業サービスの提供及び利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名： 指定短期入所事業所 くぬぎ園

説明者職名：サービス管理責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所事業サービスの提供及び利用の開始に同意しました。

利用者住所：

利用者氏名： 印

(代理人氏名)： 印